

# 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告し、公表することとされています。

## 年次報告書(平成27年度版)の概要

### 1 平成27年度における食の安全・安心に関する情勢

4月から、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が施行されたのに伴い、7月に、条例ならびに「三重県食の安全・安心確保基本方針」の一部改正等を行いました。

6月には、伊勢志摩サミット開催決定に伴い、食品関係施設等への重点的な監視指導等、安全な食材、食品を提供する体制整備に取り組みました。

食の安全・安心に関わる事項としては、他県の産業廃棄物処理業者による、廃棄食品の不正流通事案が発生したため、該当の食品が流通している飲食店への立入調査を行い、健康被害がないことを確認するとともに、小売店を対象に緊急監視を実施しました。

また、県内事業者によるシジミ等の不適正表示事案が発生したため、不適正表示を行った業者に対し、改善指示を行い、公表しました。

食中毒の発生件数5件、患者数62人、条例に基づく自主回収の報告は14件でした。

### 2 平成27年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組状況と課題、今後の方向については次のとおりです。

#### 基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

##### 【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行いました。
- ② 食中毒発生防止対策の強化や、伊勢志摩サミットおよび関連イベントにおける食品による事故防止等を重点監視指導項目として、施設ランクに応じた監視指導を行いました。
- ③ 食品関連事業者団体と連携し、表示制度の周知や監視指導を行いました。
- ④ 県内米穀取扱事業者に対する立入調査、科学的検査を実施しました。

##### 【今後の対応】

ポスト伊勢志摩サミット等の取組により、来県者及び県産食材の提供機会の増加が見込まれることから、観光地における食品衛生対策、食品関連事業者等への計画的な監視指導や検査、自主点検の促進、食品表示の適正化等に引き続き取り組んでいきます。

#### 基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

##### 【施策の実施状況】

- ① 事業者のコンプライアンス意識を向上させるため、コンプライアンスチェックリストの配布およびコンプライアンス研修を実施しました。
- ② 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP（農業生産工程管理）の導入支援および県民や生産者への理解促進を図りました。

- ③ 伊勢茶GAP等の導入支援を行い、伊勢茶トレーサビリティシステムを開発しました。
- ④ 畜産物等の品質確保のため、マニュアル等に基づく適正な管理等を推進しました。
- ⑤ 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」に取り組む施設が172施設(4増)となりました。

**【今後の対応】**

伊勢志摩サミットで高まった食品関連事業者等の自主衛生管理に取り組む機運を継続させるため、自主管理制度の推進やコンプライアンス意識の向上につながる情報提供、研修会開催等を実施していきます。

**基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備**

**【施策の実施状況】**

- ① 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、判断、選択を行えるようホームページ、県政だより等で情報提供を行うとともに、出前トーク等を開催しました。
- ② 大学生と共同で若い世代の食への関心事や効果的な啓発手段を検討し、その成果を県内で配布されている食育情報誌上にて発表しました。
- ③ 子どもたちが望ましい食習慣を実践できるよう、学校で食育推進講習会を開催するとともに、地場産物を使ったメニューコンクールを実施し、保護者等への啓発を行いました。

**【今後の対応】**

伊勢志摩サミットを契機として、県民の食への関心が高まっているこの機会を生かし、食品関連事業者等の食の安全・安心確保のための取組や、地域の地産地消・食育の取組の情報および学習機会の提供を、関係団体等と連携して積極的に実施していきます。

**基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開**

**【施策の実施状況】**

- ① 専門知識向上のため、食品関連事業者に講習会を開催するとともに、三重県農薬管理指導士や、魚食普及のための三重県魚食リーダー等の人材育成を行いました。
- ② 消費者、事業者、行政が意見交換を行うリスクコミュニケーションを開催しました。
- ③ 事業者、関係団体の協力のもと、「食の安全・安心ミニ情報」を広報誌等に掲載し、食の安全・安心に関するPRを行いました。

**【今後の対応】**

食の安全・安心確保に主体的に取り組む人材等を育成するとともに、関連情報を提供することにより、各主体の活動の拡大を図り、県民がさまざまな主体と連携して、食の安全・安心確保を図る県民運動につなげていけるよう取り組んでいきます。